

津波避難施設に関する取組み

～津波避難施設の確保を進めています！～

東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定(H24.4月公表)」において、品川区には最大2.61メートルの津波高が想定されました。これは、23区最大の高さです。

津波からの避難は「高台」が基本です。しかし、「避難する時間がない」「高台まで遠くて避難できない」などに備え、津波避難施設の確保を進めています。

区では、令和3年8月末時点で38施設(民間13施設、区有25施設)を津波避難施設として指定しました。

(詳細は別紙「津波避難施設一覧」参照)

また、引き続き、津波避難施設の確保を進めてまいります。

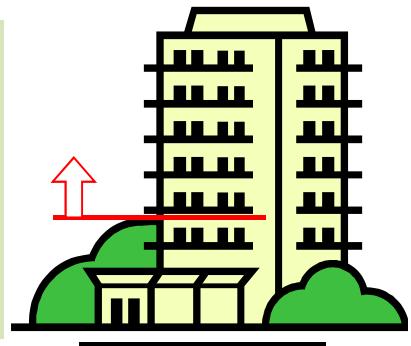


～津波避難施設とは～

気象庁から、「津波警報」・「大津波警報」が発表された場合、その警報が解除されるまでの間、地域住民等が、一時もしくは緊急避難・退避する堅牢な建物のことです。

★津波避難施設としての基本的な条件

- 周辺地盤の標高が5メートル以下
- 耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（S56年施行）に適合していること
- 原則としてRCまたはSRC構造の3階建て以上の建物であること



★津波避難施設としての基本的な条件

オートロック機能を解除する必要がある、または管理員が常駐している時間のみなど、避難者を受け入れる条件がある場合には、それぞれの条件を含めた内容でご対応します。

●品川区災害時協定(津波からの避難を含むもの)締結施設

13施設(R3.8末現在)



地域の安全・安心のため、建物所有者の皆さまから多大なご協力をいただき、品川区と津波避難施設協定を締結しました。

東大井スカイハイツ
(東大井2丁目)



第一ホテル東京シーフォート
(東品川2丁目)



新南大井ビル
(南大井1丁目)



災害発生時は行政をはじめ、防災関係機関、区民および事業者が総力を結集し、災害による被害の最小化を図らなければなりません。区では平成26年4月1日、災害予防、災害時の応急対策、復旧時にかかる区の責務、区民、事業所の努めと役割を明確にするため、地域防災計画の内容に基づく「品川区災害対策基本条例」を制定しました。

